

建設工事及び建設コンサルタント業務に係る 保証証書の電子化について（お知らせ）

令和 6 年 4 月以降に契約する建設工事及び建設コンサルタント業務に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）の保証証書について、従来の書面での提出に代えて、保証契約番号と認証キーの送信による電子保証の利用が可能となりました。

なお、従来どおり書面による提出も可能です。

1 電子保証とは

書面での保証証書の提出に代わり、受発注者が電子証書をインターネットを通じて閲覧することができる仕組み

2 対象となる保証証書

- ・建設工事

契約保証証書、前払金保証証書、中間前払金保証証書

- ・建設コンサルタント業務

前払金保証証書

※なお、当面の間は保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）によるものとします。

3 保証手続き

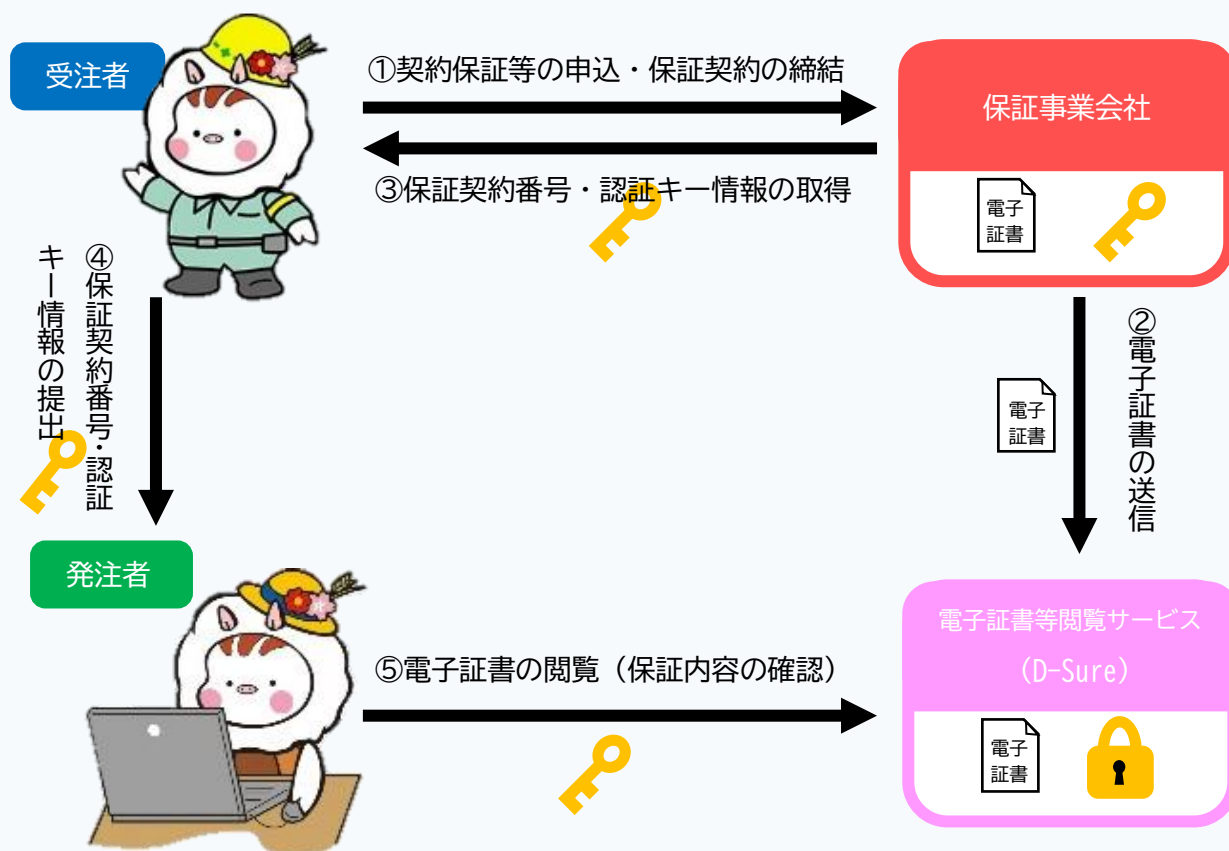
別紙「電子保証の仕組み」を確認してください。

電子メールの送信先は、東温市総務課管財係（soumka@city.toon.ehime.jp）です。

なお、メール送信後に必ず到達確認の電話を総務課管財係（089-964-4400）まで行ってください。

中間前払金や変更契約に係るものの送信先等については、各工事・業務担当課に直接お問合せください。

電子保証の仕組み



①受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証㈱）へ保証申込を行い、電子保証により保証契約を締結する。

②保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（D-Sure）に電子証書をアップロードする。

③受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約番号」及び「認証キー」を取得する。

④受注者は、保証契約番号及び認証キーを、電子メールにより発注者に提出する。

⑤発注者は、D-Sure にアクセスし、提出された保証契約番号及び認証キーにより、保証内容を確認する。